

令和6年第2回豊島区議会定例会提出予定案件

- 1 専決処分の報告について（建物明渡等の請求に関する民事訴訟提起の件）（住宅課）
 - (1) 専決処分日＝令和6年4月18日
 - (2) 処分内容＝相手方は、本件建物（区営住宅）の利用者の死後、利用権を承継する資格がないにもかかわらず占有を継続し、本件建物を明け渡さないため、訴えを提起する。
 - (3) 訴えの要旨＝①本件建物の明渡しを求める。
②令和6年4月1日から本件建物明渡し済みの日まで月額11万8,200円の割合による金員の支払を求める。
 - (4) 処分の根拠＝①地方自治法第180条第1項
②訴えの提起、和解、調停及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について（平成16年2月13日区議会議決）第3号「区営住宅その他の区が管理する住宅の明渡し、滞納使用料等の支払に係る訴えの提起で、目的の価額が、1,100万円以下のもの」
 - (5) 報告の根拠＝地方自治法第180条第2項

2 専決処分の報告について（建物明渡等請求事件に係る訴訟上の和解の件）（住宅課）

- (1) 専決処分日＝令和6年3月19日
- (2) 処分内容＝区が本件建物（区営住宅）の明渡し及び滞納した使用料等の支払を求めて提起した訴訟（令和6年第1回定例会報告第1号）について、被告と訴訟上の和解をする。
- (3) 和解条項の要旨＝
 - ①被告は区に対し、滞納した使用料等57万4,100円を24回に分割して支払う。
 - ②被告は区に対し、令和6年4月以降、本件建物の使用料として月額5万9,300円を支払う。
 - ③上記①②の支払を怠った額が一定額に達したとき等は、被告は直ちに本件建物を明け渡す。
- (4) 処分の根拠＝①地方自治法第180条第1項
②訴えの提起、和解、調停及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について（平成16年2月13日区議会議決）第3号「区営住宅その他の区が管理する住宅の明渡し、滞納使用料等の支払に係る訴えの提起で、目的の価額が、1,100万円以下のもの」
- (5) 報告の根拠＝地方自治法第180条第2項

3 専決処分の報告について（誤収集事故和解の件）

（豊島清掃事務所）

- (1) 専決処分日＝令和6年2月14日
- (2) 処分内容＝令和6年1月17日午前9時30分頃、
豊島区要町一丁目18番12号の敷地内に置かれていた相手方（2名）所有の物品を、ごみ収集作業中の区の職員が誤って収集し、処分した事故について、相手方とそれぞれ和解した。
- (3) 賠償額＝相手方1 73,318円
相手方2 42,000円
合計 115,318円
- (4) 処分の根拠＝①地方自治法第180条第1項
②訴えの提起、和解、調停及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について（平成16年2月13日区議会議決）第1号「目的の価額が100万円以下」の和解
- (5) 報告の根拠＝地方自治法第180条第2項

4 令和5年度豊島区一般会計繰越明許費の報告について

（財政課）

- (1) 合計（翌年度繰越額）
673,832,000円
- (2) 内訳
区民費＝ 141,177,000円
文化商工費＝ 40,000,000円
福祉費＝ 429,255,000円
都市整備費＝ 63,400,000円
教育費＝ 0円

5 豊島区手数料条例の一部を改正する条例

(財政課・都市計画課・建築審査担当課長)

- (1) 改正理由＝①宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。
②建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。
③建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴い、規定の整備を図るため。
- (2) 改正内容＝①宅地造成等に関する工事の許可申請に対する審査手数料を新設するとともに、都市計画法に基づく開発行為の許可申請に対する審査手数料を改める等。
②大規模の修繕又は模様替えの認定申請に対する審査手数料を新設する。
③引用している法律等の名称を改める。
- (3) 施行期日＝①宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）の施行の日
②③公布の日

6 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（総務課・子ども若者課）

- (1) 改正理由＝豊島区子どもの権利擁護委員の報酬の額について所要の改正を行うため。
- (2) 改正内容＝委員の報酬の額を増額する。
- (3) 施行期日＝公布の日（令和6年4月1日から適用）

- 7 豊島区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例の一部を改正する条例（治安対策担当課長）
- (1) 改正理由＝①大麻取締法（昭和23年法律第124号）及び、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。
- ②覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）の一部改正に伴い、規定の整備を図るため。
- (2) 改正内容＝①指定薬物につき、引用する法律の条文を改める。
- ②「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。
- (3) 施行期日＝大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）第3条の規定の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日
- 8 豊島区地域包括支援センターの運営及び職員に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（高齢者福祉課）
- (1) 改正理由＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。
- (2) 改正内容＝①センターに置くべき職員数について、非常勤職員の勤務延べ時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除して換算することを可能とする。
- ②センターに配置すべき3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）について、地域の実情に応じて柔軟な配置を可能とする。
- (3) 施行期日＝公布の日

- 9 豊島区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例
(高齢者福祉課)
- (1) 改正理由＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、規定の整備を図るため。
 - (2) 改正内容＝号ずれを改める。
 - (3) 施行期日＝公布の日
- 10 としま区民センター条例の一部を改正する条例
(文化デザイン課)
- (1) 改正理由＝としま区民センターエントランスホールの貸出しを開始するため。
 - (2) 改正内容＝エントランスホールの利用料金を定める。
 - (3) 施行期日＝公布の日（別に告示する日から利用可能）
- 11 豊島区立地域文化創造館条例の一部を改正する条例
(学習・スポーツ課)
- (1) 改正理由＝南大塚地域文化創造館の大規模改修工事に伴い、所要の改正を行うため。
 - (2) 改正内容＝南大塚地域文化創造館に防音室を設置するほか、同館の使用料を一部改定する。
 - (3) 施行期日＝令和6年9月20日

- 1 2 豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例（保育課）
- (1) 改正理由＝家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準（平成26年厚生労働省令第61号）
の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。
 - (2) 改正内容＝小規模保育事業所等の職員配置基準を改め
る。
 - (3) 施行期日＝公布の日
- 1 3 区民ひろば清和複合施設新築工事請負契約について
（契約課）
- (1) 契約の目的＝区民ひろば清和複合施設新築工事請負契約
 - (2) 契約の方法＝条件付一般競争入札
 - (3) 契約金額＝956,126,490円
 - (4) 工 期＝契約確定日の翌日から
令和8年1月30日まで
 - (5) 契約相手方＝東京都豊島区西巢鴨一丁目2番5号
株式会社貴津
代表取締役 平津 幸太郎
 - (6) 議決の根拠＝地方自治法第96条第1項第5号及び豊
島区議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分等に関する条例（昭和3
9年豊島区条例第6号）第2条

1 4 高南保育園改築工事請負契約の一部の変更について
(契約課)

(1) 内 容＝令和6年3月26日に議決された高南保育園
改築工事請負契約の一部の変更

(2) 変更点＝契約金額「639,650,000円」

↓

「646,448,000円」

(3) 理 由＝公共工事設計労務単価等の改定に伴う新労務
単価等の運用に係る特例措置により契約金額
を改めるため。

1 5 長崎保育園全面改修工事請負契約の一部の変更について
(契約課)

(1) 内 容＝令和6年3月26日に議決された長崎保育園
全面改修工事請負契約の一部の変更

(2) 変更点＝契約金額「269,500,000円」

↓

「272,998,000円」

(3) 理 由＝公共工事設計労務単価等の改定に伴う新労務
単価等の運用に係る特例措置により契約金額
を改めるため。

1 6 区民ひろば長崎複合施設全面改修工事請負契約の一部の変更について（契約課）

(1) 内 容＝令和5年12月5日に議決された区民ひろば長崎複合施設全面改修工事請負契約の一部の変更

(2) 変更点＝契約金額「453,905,100円」

↓

「454,972,100円」

(3) 理 由＝工事請負契約約款第24条第6項（インフレスライド条項）により契約金額を改めるため。

1 7 千川中学校解体工事請負契約の一部の変更について（契約課）

(1) 内 容＝令和5年12月5日に議決された千川中学校解体工事請負契約の一部の変更

(2) 変更点＝契約金額「392,700,000円」

↓

「400,763,000円」

(3) 理 由＝工事請負契約約款第24条第6項（インフレスライド条項）により契約金額を改めるため。

18 負担付き贈与について（豊島区立南長崎はらっぱ公園内
区有地案件）（財産運用課）

- (1) 概要＝豊島区立南長崎はらっぱ公園内の西側に位置する区有地（豊島区南長崎六丁目4007番1のうち、地積328.68㎡）は、現在、平屋建の建物により不適正使用されている。この不適正使用を解消するため、負担付き贈与契約による和解交渉をした結果、下記の建物の所有者との間で合意に達したため、下記の贈与条件を負担として、当該建物の贈与を受けるものである。
- (2) 建物の所在（住居表示） 豊島区南長崎六丁目1番5号
構造（登記） 木造瓦葺平屋建
家屋番号 4010番4
床面積（登記） 64.46㎡
- (3) 贈与条件＝区は、贈与を受ける建物に現に居住する所有者が生存中、その者に当該建物を無償で使用させなければならない等。
- (4) 議決根拠＝地方自治法第96条第1項第9号

19 和解について（豊島区立南長崎はらっぱ公園周辺区有地
案件）（財産運用課）

(1) 和解金額＝11,477,775円

(2) 概要＝豊島区立南長崎はらっぱ公園の北東側に隣接する区有地（豊島区南長崎六丁目4007番1のうち、地積2,583.75㎡）は、現在、多くが柱・壁を共有する長屋形式の建物により不適正使用されている。この不適正使用を解消するため、土地利用権補償及び建物等の物件補償による立退き交渉をした結果、下記の建物の所有者との間で合意に達したため、和解しようとするものである。

(3) 建物の所在（住居表示）	豊島区南長崎六丁目2番9号
構造（登記）	木造ルーフィング葺平屋建
家屋番号	4007番9
床面積（登記）	18.57㎡

(4) 議決根拠＝地方自治法第96条第1項第12号

20 和解について（豊島区立南長崎はらっぱ公園周辺区有地
案件）（財産運用課）

(1) 和解金額＝12,265,410円

(2) 概要＝豊島区立南長崎はらっぱ公園の北東側に隣接する区有地（豊島区南長崎六丁目4007番1のうち、地積2,583.75㎡）は、現在、多くが柱・壁を共有する長屋形式の建物により不適正使用されている。この不適正使用を解消するため、土地利用権補償及び建物等の物件補償による立退き交渉をした結果、下記の建物の所有者との間で合意に達したため、和解しようとするものである。

(3) 建物の所在（住居表示） 豊島区南長崎六丁目2番1
0号

構造（登記） 木造ルーフィング葺平屋建

家屋番号 4007番6

床面積（登記） 19.83㎡

(4) 議決根拠＝地方自治法第96条第1項第12号

2 1 和解について（豊島区立南長崎はらっぱ公園周辺区有地
案件）（財産運用課）

(1) 和解金額＝16,442,049円

(2) 概要＝豊島区立南長崎はらっぱ公園の北東側に隣接する区有地（豊島区南長崎六丁目4007番1のうち、地積2,583.75㎡）は、現在、多くが柱・壁を共有する長屋形式の建物により不適正使用されている。この不適正使用を解消するため、土地利用権補償及び建物等の物件補償による立退き交渉をした結果、下記の建物の所有者との間で合意に達したため、和解しようとするものである。

(3) 建物の所在（住居表示） 豊島区南長崎六丁目2番1
0号

構造（登記） 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

家屋番号 4007番37

延床面積（登記） 60.06㎡

(4) 議決根拠＝地方自治法第96条第1項第12号

2 2 和解について（豊島区立南長崎はらっぱ公園周辺区有地
案件）（財産運用課）

(1) 和解金額＝17,494,524円

(2) 概 要＝豊島区立南長崎はらっぱ公園の北東側に隣接する区有地（豊島区南長崎六丁目4007番1のうち、地積2,583.75㎡）は、現在、多くが柱・壁を共有する長屋形式の建物により不適正使用されている。この不適正使用を解消するため、土地利用権補償及び建物等の物件補償による立退き交渉をした結果、下記の建物の所有者との間で合意に達したため、和解しようとするものである。

(3) 建物の所在（住居表示） 豊島区南長崎六丁目2番1
3号

構造（登記） 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階
建

家屋番号 4012番16

延床面積（登記） 60.38㎡

(4) 議決根拠＝地方自治法第96条第1項第12号

2 3 豊島区立体育施設の指定管理者の指定について

(学習・スポーツ課)

(1) 内容＝①対象施設

豊島区立千早スポーツフィールド

②指定する指定管理者

東京都豊島区长崎五丁目1番23号

共同事業体 ピーウォッシュ・建設技術研
究所・ボンフィン共同事業体

代表構成団体 株式会社ピーウォッシュ

代表取締役 漆原 雅明

③指定期間

令和6年9月1日から令和12年3月31日
まで

(2) 根拠＝地方自治法第96条第1項第15号及び第24 4条の2第6項

2 4 特別区道路線の廃止について (土木管理課)

(1) 廃止路線

① 路線名＝12-10

ア 起点＝豊島区東池袋一丁目48番1先

イ 終点＝豊島区東池袋一丁目46番3先

② 路線名＝12-30

ア 起点＝豊島区東池袋一丁目45番地2先

イ 終点＝豊島区東池袋一丁目47番14先

(2) 廃止理由＝東池袋一丁目地区第一種市街地再開発事業 の施行に伴い不要となるため。

(3) 議決根拠＝地方自治法第96条第1項第15号及び道 路法 (昭和27年法律第180号) 第10 条第3項

- 2 5 令和6年度豊島区一般会計補正予算（第4号）（財政課）
- 2 6 令和6年度豊島区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
（財政課）

- * 訴えの提起について（生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件）（生活福祉課）